4　学生生活支援事業

⑴　学生生活支援担当教職員に対する研修の充実

大学等の自主的な取組を促すため、学生生活支援に関する喫緊の重要課題、かつ、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携して実施する。

⑵　学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施

学生生活支援に関する情報について、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、改善を図りつつ、収集・提供を行う。

⑶　心身に障害のある者への支援

心身に障害のある者に関する大学等における支援状況及びニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。

5　その他附帯業務

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

Ⅲ　業務運営の効率化に関する事項

1　業務の効率化

⑴　一般管理費等の削減

組織・業務の徹底した見直し、効率化に努め、一般管理費（人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。）は、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。）に関しては、平成20年度予算を基準として、その９%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等（ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。）の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成18年度以降の５年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。

併せて役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、奨学金の回収業務等の民間委託の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図りつつ、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、１割程度の職員数を削減する。

職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づいた給与改革を進める。

⑵　外部委託等の推進

効果的・効率的業務運営に資するため、奨学金の返還金回収業務をはじめとする各事業について競争入札による民間委託を推進する。国際交流会館等の管理運営業務については、市場化テストの実施状況、検証結果を踏まえつつ、民間競争入札を更に推進する。また、国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成18年11月27日）を踏まえ、今後の新設は停止することとする。現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

⑶　入札・契約の適正化

入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、随意契約の適正化を推進する。

⑷　業務・システムの最適化

奨学金業務システムについて、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行う。

2　組織の効率化

機構の中期目標・中期計画に掲げられた業務運営が最も効率的・効果的に行えるよう、民間委託の推進の結果を踏まえた組織の簡素化を図るとともに、適切かつ柔軟な組織の構築及び職員配置を図る。特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた効率的な組織・業務運営体制を確立する。

3　内部統制・ガバナンスの強化

業務全般について、厳格かつ客観的な自己評価及び外部有識者による評価を実施し、その結果を業務の改善等に資するとともに、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備などを実施する。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、随意契約の適正化を推進する。

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

1　収入の確保等

⑴　寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。

⑵　財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

⑶　奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。

⑷　国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。

⑸　保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。

2　奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項

1　施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。

2　人事に関する計画

機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図るとともに、各種事業の民間委託の推進や組織の簡素化を図ることで職員数を削減する。

独立行政法人国立高等専門学校機構の第２期中期目標の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、文部科学省所管の独立行政法人国立高等専門学校機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定め、平成21年２月16日に指示したので同項の規定に基づき公表する。

平成 21 年８月 13 日

文部科学大臣　塩谷　　立

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

（前文）

機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（以下「機構法」という。）別表に掲げる各国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする（機構法第３条）。

これまでも、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、製造業を始めとする産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。特に、専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきている。また、近年、高等専門学校の教育で培われたものづくりの知識や技術を基礎にして、より高度な知識と技術を修得するために進学する者が４割に増加してきている。